

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 大臣官房政策課技術政策室

農産局技術普及課 ）

項 目 名	生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の延長		
税 目	所得税・法人税（措法 11 の 5、措法 44 の 5）		
要 望 の 内 容	【措置の概要】 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下、「スマート農業技術活用促進法」という。）の生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等、農業者等の生産方式革新事業活動の促進に資する措置を行うスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者が、一定の基準に適合した生産方式革新事業活動用資産等の取得をして、生産方式革新事業活動等の用に供した場合には、その取得価額に次の償却率を乗じた金額の特別償却ができる。 ①認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち農業の生産性の向上に著しく資するもの 32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%） ②認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械及び装置のうち、生産方式革新事業活動の促進に特に資するもの 25% 【要望の内容】 ・適用期限を 3 年延長する。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 人口の減少、高齢化の進展、農業技術の分野における情報通信技術等の技術革新の進展その他の我が国の農業を取り巻く環境の著しい変化に伴い、農業の生産性の向上に不可欠であるスマート農業技術等を導入して農産物の生産、流通及び販売の方式の革新を図ることの重要性が増大している。このことから、スマート農業技術等の普及に関する取組を行う者に対して、スマート農業技術等の活用を促進するための措置を講ずることにより、農業の生産性の向上を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 今後約 20 年間で、現在の基幹的農業従事者の大半を占める 70 歳以上の年齢層がリタイアした後、農業者数は現在から大きく減少することが見込まれ、従来の生産方式等を前提とした農業生産では農業の持続性を確保できないおそれがある。 人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、生産性を飛躍的に向上させるスマート農業技術等の実用化を図りながら、産地の生産方式等の変革を進めることが急務であり、スマート農業技術等の現場導入を一層加速することが不可欠となっている。 このため、スマート農業技術等の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）の認定を受けた者に対して、スマート農業技術等の普及の促進を図る本特例措置が必要である。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）においても、「「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和 6 年法律第 63 号）及び同法に基づく「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」（令和 6 年 9 月策定。以下「スマート農業技術活用促進基本方針」という。）に基づき、スマート農業技術の開発・普及を進める（中略）」と位置付けられている。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I - 1 我が国の食料供給 《政策分野》 ②食料自給力の確保
政策の達成目標	経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を令和 12 年度までに 50%以上に向上させる。		租税特別措置の適用又は延長期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月まで（3 年間）

		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	スマート農業技術の活用割合について、2024 年は約 20%（参考値）、2025 年は約 26%（参考値）であり、着実に進捗している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 8 年度：9 令和 9 年度：29 令和 10 年度：61 令和 11 年度：103
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	スマート農業技術や新たな生産の方式の導入を行う際の初期投資が大きいことから、本特例措置による法人税または所得税の課税負担の軽減は、農業者等によるスマート農業技術等の導入に関する投資のインセンティブとなり、スマート農業技術の活用面積の増加に効果がある。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同じスマート農業技術活用促進法に基づく計画認定に係る税制特例措置として、「認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減」が措置されており、本特例措置と同様に、令和 9 年度税制改正要望にて延長要望を提出する予定である。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 （令和 7 年度補正予算額：15,658 百万円の内数 令和 8 年度当初予算額：2,530 百万円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記事業は、本特例措置と同様にスマート農業技術等の導入を促進するものであるが、当該事業については ① 1 取組あたりの上限事業費が設定されていること ② 予算措置であることから、要件を満たしたとしても確実に採択されるものではないこと ③ 補助事業のスケジュールに従う必要があること ④ 産地で一体となって取り組むことが主であるため、域内の他の生産者等との合意形成に時間を要し、必ずしも個者が望むタイミングで投資を行うことができないこと ⑤ 単年度で成果目標を設定し実施する必要があるため、複数年で大きな投資を行う取組は対象外となっていること 等、農業者の責によらない理由により、事業への申請ができないケースもあることから、補助事業だけでは不十分であり、本措置が必要である。
		要望の措置の妥当性	本特例措置については、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画を農林水産大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。 また、「生産方式革新事業活動用資産等の特別償却」に関しては、スマート農業技術活用促進基本方針において、生産方式革新事業活動について先進的であると認められる生産方式革新実

			施計画の認定の基準を追加要件として定め、これを満たす場合に限り当該特例措置を適用することとしており、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和6年度 0件 令和7年度 0件 【減収額】 令和6年度 0万円 令和7年度 0万円 前回要望時の見込みと実績が乖離している原因については、以下の通り。 本措置は法律施行から間もないため、十分な数の計画認定ができていないわけではない。さらに、機械・施設等の大規模な投資を行う取組等の税制特例の効果が大きい取組については、合意形成に一定の時間を要し、認定に至った取組は現時点でわずかである。加えて、認定済みの計画のうち、税制特例の活用を計画している事例についても、機械導入が令和8年度以降となっている等の理由から、前回要望時の見込み件数の達成には至らなかった。	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	①租税特別措置法第44条の5 ②適用件数 令和6年度 0件 ③適用総額 令和6年度 0万円	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	スマート農業技術や新たな生産の方式の導入を行う場合、初期投資が大きいことから、機械等の導入に係る税負担を軽減する本特例措置は、スマート農業技術等の導入に関する投資のインセンティブとして有効である。 なお、「租税特別措置の適用実績」に記載の通り、現時点で適用実績はないが、認定済みの計画について、税制特例の活用を予定している事例が8件存在する。機械導入がされていないなどの理由から、特例の適用には至っていないが、今後2,025百万円規模の機械・施設等が導入される予定であり、今後十分な政策効果の発現が期待される。	
	前回要望時の達成目標	スマート農業技術を活用した農業の生産性の向上を図り、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資する。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回の要望に際して、達成目標としてスマート農業技術の活用割合2030年に50%という目標を設定した。それに対し実績は2025年約26%（参考値）となっており、今後スマート農業技術の研究開発を進めるとともに、本税制等を活用したスマート農機等の導入を推進することにより目標の達成を目指す。	

これまでの 要望経緯	令和6年度 創設
---------------	----------

要望内容と自己点検の関係

措置名：生産方式革新事業活動用資産等の特別償却

本特例措置の自己点検に当たっては、短期アウトカムとして「生産方式革新実施計画の認定者におけるスマート農業技術活用面積割合の増加」、長期アウトカムとして「スマート農業技術を活用した面積割合 50%の達成」を設定し、効果分析を行った。

（１）短期アウトカム：生産方式革新実施計画の認定者（本特例措置活用者）におけるスマート農業技術を活用した面積の割合の増加幅

本制度施行から間もないことから、現時点では機械導入や税制適用に至っていない案件が多く、短期アウトカムの評価を行う段階には至っていない。

（２）長期アウトカム：スマート農業技術を活用した面積の割合の増加

認定者によるスマート農業技術の導入が進展し、その取組が地域へ波及することで、農業全体におけるスマート農業技術の活用拡大につながることが期待される。長期アウトカムとして「スマート農業技術を活用した面積割合 50%」を設定しており、スマート農業技術の活用割合は 2025 年は約 26%となっている。

本特例措置は制度施行から 1 年半と間もなく、現時点では適用実績がないものの、その主な要因は大規模投資を実施する計画における合意形成や設備投資までに一定の期間を要するためであり、認定済みの計画には本特例措置を活用する計画も存在することから、今後十分な政策効果の発現が期待される。

これらの自己点検結果を踏まえ、税制改正要望においては、現時点で政策効果の十分な検証に至っていない要因を示すとともに、認定済みの計画における今後の設備投資見込みや政策効果の発現見込みを記載することにより、本特例措置の有効性及び必要性を整理した。以上を踏まえ、引き続き本特例措置を講じていく必要があると判断し、本特例措置の 3 年延長要望を行うこととした。